

雇用保険関係の届出・申請を行う事業主の皆様へ

24時間  
いつでも  
申請可能！！

# 電子申請のご利用

をお勧めしています。

## ★電子申請のご利用が、年々増えています！

雇用保険適用関係や継続給付の届出・申請に、**電子申請**を利用する事業主の方が増えています。

来所による届出・申請をされている事業主の皆様は、是非、**電子申請**の利用をご検討ください。

また、令和2年4月から特定の法人(資本金1億円を超える法人等)については、**電子申請**が義務化されています。

### 主要3手続き※の電子申請利用率の推移 (富山労働局)

※ 資格取得届・資格喪失届・高年齢雇用継続給付の申請



電子申請のご利用は

イーガブ  
e-Gov

で！！

24時間365日申請可能

個人情報持ち運び不要

時間とコスト節約

雇用保険のほとんどの手続きが申請可能です。

(例) 資格取得届、資格喪失届(離職票含む)、転勤届、個人番号登録・変更届、高年齢雇用継続給付関係、育児休業給付関係、介護休業給付関係、事業所設置届、事業所各種変更届など(主な手続きのみ記載)

### e-Govご利用の流れ

STEP1

電子証明書又はGビズIDアカウントを用意

STEP2

e-GOVアカウントの準備

STEP3

ブラウザの設定を確認

STEP4

アプリケーションをインストール

- ▶ e-Gov(イーガブ)とはデジタル庁が運営する行政サービスの総合窓口です。<https://www.e-gov.go.jp>
- ▶ e-Govに関するお問い合わせはe-Govサポートデスクでお受けしています。電話番号 050-3786-2225
- ▶ 電子証明書とは、印鑑に相当するものです。発行は有料となります。
- ▶ GビズIDアカウントとは、無料で取得可能なID・パスワードです。<https://gbiz-id.go.jp>

● e-Gov以外に、日本年金機構ホームページから無料でダウンロードできる「届書作成プログラム」からも電子申請が可能です。  
・e-Govよりも申請可能な手続きが少なくなります。(資格取得届、資格喪失届(離職票含む)、転勤届、個人番号登録・変更届の4手続申請可能です。)

● 電子申請アドバイザーによるハローワークでの相談や出張相談も可能です。詳細は裏面をご覧ください。



富山労働局・ハローワーク

LL060425富山

## 雇用保険

# 電子申請アドバイザーが、 窓口相談・出張相談をいたします！

ハローワーク富山で相談できます

毎週火曜日 午前9～12時まで

ハローワーク富山雇用保険適用課(2階)で

雇用保険の電子申請に関するご相談を承っております。

※アドバイザーの都合により不在の日・時間がある場合があります。

出張相談をいたします (県内事業所)

出張相談のご予約をされますと、アドバイザーが貴社を訪問し、  
電子申請に関する手続きをアドバイスいたします。

電子申請アドバイザーとは？

富山労働局が委嘱した、雇用保険制度に精通し電子申請についても経験・知識が豊富な社会保険労務士です。

お問い合わせ先



最寄りのハローワーク または

富山労働局 職業安定部 職業安定課 雇用保険係

富山市神通本町1-5-5 TEL076-432-2782

開庁日：平日 8:30～17:15 (土日祝、年末年始を除く)

24時間365日申請可能

個人情報持ち運び不要

時間とコスト節約